

平成 18 年 4 月 13 日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者の役職氏名	代表取締役社長	原 將 昭
	(コード番号 8894 大証第 2 部)	
問い合わせ先	常 務 取 締 役	園 田 匡 克
電話番号	0 8 3 2 - 2 9 - 8 8 9 4	

### ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行することの承認を求める決議を平成 18 年 5 月 18 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

1,400 個

3. 新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）

4. 新株予約権発行の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

① 本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初 1 株とする。

② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\boxed{\text{調整後目的株式数}} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の割合}$$

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取

引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）に1.10を乗じた金額（1円未満の端数を切り上げる。）（当該平均値が新株予約権の割当日の前日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値）とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初出資価額を上回らない。

- ② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- (3) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成21年6月1日から平成26年5月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間とする。
- (4) 本新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。
- ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、本新株予約権者は、大阪証券取引所における当社普通株式の終値が、当該時点において有効な行使価額を50%以上下回る期間が6か月継続した場合はその後、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (6) 本新株予約権の取得
- ① 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が第(4)項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (8) 本新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (9) 合併等における新株予約権の交付  
当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。
- (10) 細目事項  
新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以上